

## 袖ヶ浦市都市計画マスタープランの改定（案）に係る意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和5年6月24日（土）～7月23日（日）
- (2) 提出者数・意見数 1人・1件
- (3) 意見の分類と市の対応状況

対応区分		件数
A	意見を反映し、原案を修正したもの	0件
B	意見の趣旨・考え方が既に原案に盛り込まれているもの	0件
C	意見を反映しないで、原案どおりとしたもの	0件
D	その他の意見、今後の市政の参考とするもの等	1件

### 2 意見の概要と市の考え方

整理番号	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方
1	都市計画マスタープラン P76	<p><b>【⑤避難路・避難所等の安全性確保】</b> 避難生活を送る方の体調不良等による二次災害を予防するための生活環境性の確保のため、下記のとおり追記することを提案します。</p> <p>災害時に一定期間滞在して避難生活をおくるための避難所では、耐震性、耐火性および、<u>空調衛生設備等（その設備を稼働させる電源や燃料を含む。）を整備し、生活環境性を保つ事により、市民の安全確保を図ります。</u></p> <p>理由：近年、大地震や風水害等の自然災害によ</p>	D	今回の袖ヶ浦市都市計画マスタープランの改定は、公共施設跡地の利活用に係る記載を追加する一部改定であり、意見募集の対象は、袖ヶ浦市都市計画マスタープランの新旧対照表の内容としておりますので、いただいたご意見については、今回のパブリックコメントの対象外となりますが、今後、市の防災対策を検討する際には参考とさせていただきます。

る被害が甚大化しており、それに伴い、避難所での滞在期間が長期化となる傾向がみられます。令和元年の台風 15 号で被災した際は、長期の停電による影響で、暑い時期であったにもかかわらず、空調が使えない過酷な状況であった事は記憶に新しいかと思えます。滞在される被災者の方々の安全確保のために、避難所の耐震性・耐火性を確保する事は重要ですが、それに併せ生活環境性を確保する事は、滞在長期化による健康被害発生等の二次災害を防ぐ意味では、大変重要であると考えます。